

## 「交通事故をなくす運動」東住吉区推進本部・実行委員会設置要綱

### 1 楽　　旨

日々激化する交通情勢に対し、全ての道路利用者に交通安全思想を普及徹底し、正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故を防止して人命の安全を確保するため、関係機関・団体が綿密な連携を保ちつつ、区を挙げてこの運動を協力に推進すべく区推進本部並びに区実行委員会を設置する。

### 2 組　　織

#### (1) 推進本部

推進本部長は区長が当たり、副本部長は、警察署長・消防署長・建設局平野工営所長・区地域振興会長・交通安全自動車協会会长に、参与は〔別表1〕の関係機関及び団体の長等に委嘱する。

#### (2) 実行委員会

実行委員長は区地域振興会長に、委員は〔別表2〕の関係団体長に委嘱する。

(3) 改選等により、役職に異動が生じた時は、自動的に後任者が就任するものとする。

### 3 任　　務

#### (1) 推進本部

- ア) 推進本部は府・市関係機関と緊密な連携を保ちつつ、本運動の基本的実施計画を決定する。
- イ) 本部長は本部を総括し、会議の議長となる。  
　　副本部長は本部長を補佐する。
- ウ) 参与は、本部長の諮問に応じるとともに決定事項をそれぞれの傘下への周知に努め運動の効果的展開を図る。

#### (2) 実行委員会

- ア) 実行委員会は推進本部の策定した基本計画に基づき具体的活動内容を協議決定のうえ効果的に推進する。
- イ) 委員長は、実行委員会を代表し、会議の議長となる。
- ウ) 委員は、決定事項をそれぞれの傘下団体に周知徹底を図り、それぞれの実情にあった活動内容を効果的に推進する。

### 4 経　　費

この運動を推進するための経費は大阪市の助成金、参加団体の協力金その他をもって充てる。

## 5 段 項

推進本部及び実行委員会の事務所は区役所内に置き、事務は区役所・警察署が共同して処理する。

本設置要綱は、昭和 59 年 9 月 1 日から実施する。

本設置要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から実施する。

本設置要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から実施する。

[別表 1]

「交通事故をなくす運動」東住吉区推進本部構成役員

本部長	区長
副本部長	警察署長
副本部長	消防署長
副本部長	建設局平野工営所長
副本部長	区地域振興会長
副本部長	交通安全自動車協会会長
参 与	区社会福祉協議会会長
参 与	区民生委員児童委員協議会会長
参 与	区地域振興会副会長
参 与	区地域振興会副会長
参 与	区地域振興会副会長
参 与	区地域振興会女性部長
参 与	区地域女性団体協議会会長
参 与	東住吉産業会理事長
参 与	区商店会連盟会長
参 与	東住吉防犯協会会長
参 与	区 P T A 協議会会長
参 与	幼児交通安全クラブ会長
参 与	大阪東住吉平野ライオンズクラブ会長
参 与	東住吉区老人クラブ連合会会長

## [別表 2]

## 「交通事故をなくす運動」東住吉区実行委員構成名簿

委員長	区地域振興会長
副委員長	東住吉交通安全自動車協会会长
委 員	区内14連合町会長
委 員	区地域振興会防犯交通部長
委 員	区内14連合町会交通部長
委 員	区地域振興会女性部長
委 員	区内14連合町会女性部長
委 員	区社会福祉協議会会长
委 員	区内14連合社会福祉協議会会长
委 員	区民生委員児童委員協議会会长
委 員	区内14連合地区民生委員長
委 員	区保護司会会长
委 員	区BBS会長
委 員	区老人クラブ連合会会长
委 員	区青少年指導員連絡協議会会长
委 員	区こども会育成連合会会长
委 員	東住吉交通安全自動車協会専務理事
委 員	区商店会連盟会会长
委 員	区小売市場連合会会长
委 員	区ひとり親家庭福祉連絡会会长
委 員	区地域女性団体協議会会长
委 員	幼児交通安全クラブ会長
委 員	区P.T.A協議会会长
委 員	東住吉産業会理事長
委 員	東住吉防犯協会会长
委 員	大阪東住吉平野ライオンズクラブ会長
委 員	区更正保護女性会会长